島

第535号



### 目 次

示

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があっ た件

○県営土地改良事業計画を変更した件二件 ○土地改良区の定款の変更を認可した件

○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件

県

報

## 告 示

# 福島県告示第六百四十一号

県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課 三日から令和七年四月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年十二月 に備え置いて縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、

令和六年十二月三日

雄

字幕内南百五十四番ほか MEGA ドン・キホーテUNY会津若松店 福島県会津若松市神指町大字南四合

変更した事項

変更 ては代表者の氏名(小売業を行う者の住所の変更 一 件、

令和六年十一月二十二日

福島県知事 内 堀 雅

大規模小売店舗の名称及び所在地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ 四件、小売業を行う者の入店 一件、 小売業を行う者の退店 小売業を行う者の代表者の 一 件 )

届出年月日

四 届出をした者 ユニー株式会社

東部土地改良区から令和六年十一月十三日付けで申請のあった定款の変更について、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、

令和六年十二月三日

福島県告示第六百四十三号

地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(中山間地域総合整備事業)を行うた めの土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、

**芸芸** 

五五三

五品

縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

縦覧の期間

令和六年十二 一月四日から

(二十日間

一十三日まで

三 縦覧の場所 葛尾村役場

## 福島県告示第六百四十四号

改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する 海老地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業) 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、 を行うため土地 右田・

令和六年十二月三日

縦覧に供する書類

福島県知事

内

堀

雅

雄

土地改良事業変更計画書の写し

縦覧の期間

令和六年十1 一月四日から 月二十三日まで(二十日間)

三 縦覧の場所

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百四十二号

一十六日認可した。 同市

内

(農村計画課)

福島県知事

**令和六年十二月三日** 

福島県知事 内 堀

雄

雅

(農村計画課)

フナハシ

南相馬市役所

# 福島県告示第六百四十五号 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

福島県収入証紙の売りさばき人として令和六年十一月二十一日次のとおり指定した。

株式会社FM 氏名又は名称 令和六年十二月三日 住所 四三番地一郡山市芳賀三丁目 令和六年一二月二日から 指定の有効期間 令和一一年九月三〇日まで

福島県知事 売りさばき所の名称 堀 雅 雄

及び所在地

字下町屋 九九番地の郡山市逢瀬町多田野店 一五〇番地二 郡山市大槻町字下町槻三森街道店 ファミリーマー ファミリーマート大 - ト舟

(出納総務課)

(農村計画課)

リサイクル適性®